

JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表 (2024年9月2日改定)

掲載日 2024年8月30日

■キャッシュカード機能一体型特約（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>第5条（一体型カード等の発行）</p> <p>(1) 一体型カードとゆうちょデビット会員規定第6条（本カードの貸与と取扱い）第1項に規定する「本カード」又はキャッシュカード規定第1条のキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）はいずれの組み合わせにおいても併用はできないものとします。キャッシュカードをお持ちの預金者が、一体型カードの申込みをし、当行より一体型カードの貸与を受けた場合は、お持ちのキャッシュカードを直ちに切断・破棄するものとします。</p> <p>(2) 前項については、一体型家族カードとキャッシュカード規定第9条の代理人のためのカード（以下「代理入力カード」といいます。）の併用についても同様とします。また、既に当行より代理入力カードを交付されている預金者が一体型家族カードを申し込む場合、その一体型家族カードの名義は代理入力カードと同一名義に限ります。</p> <p>(3) （略）</p>	<p>第5条（一体型カード等の発行）</p> <p>(1) 一体型カードとゆうちょデビット会員規定第6条（本カードの貸与と取扱い）第1項に規定する「本カード」又はキャッシュカード規定第1条（<u>カードの利用</u>）のキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）はいずれの組み合わせにおいても併用はできないものとします。キャッシュカードをお持ちの預金者が、一体型カードの申込みをし、当行より一体型カードの貸与を受けた場合は、お持ちのキャッシュカードを直ちに切断・破棄するものとします。</p> <p>(2) 前項については、一体型家族カードとキャッシュカード規定第9条（<u>代理人のカード</u>）の代理人のためのカード（以下「代理入力カード」といいます。）の併用についても同様とします。また、既に当行より代理入力カードを交付されている預金者が一体型家族カードを申し込む場合、その一体型家族カードの名義は代理入力カードと同一名義に限ります。</p> <p>(3) （同左）</p>
<p>第6条（一体型カード等の有効期限）</p> <p>(1) 一体型カード等の会員規定第6条（カードの有効期限）の有効期限は、両社が指定するものとし、一体型カード等の<u>表面に記載した月</u>の末日までとします。一体型カード等の場合、当行は、一体型カード等に係るキャッシュカード機能の取扱期間を指定することができます。</p> <p>(2)～(3) （略）</p>	<p>第6条（一体型カード等の有効期限）</p> <p>(1) 一体型カード等の会員規定第6条（カードの有効期限）の有効期限は、両社が指定するものとし、一体型カード等の<u>券面に表示された年月</u>の末日までとします。一体型カード等の場合、当行は、一体型カード等に係るキャッシュカード機能の取扱期間を指定することができます。</p> <p>(2)～(3) （同左）</p>

以上